

## 第183回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和2年12月8日(火) 13時30分～14時40分
- 2 場 所 県庁2階講堂
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 青柳委員、阿部委員、板垣委員、高谷委員、津藤委員、守屋委員、内田  
(八巻)委員、梅野(竹下)委員、亀山(佐藤)委員、佐藤(塚本)委  
員、奥山委員、森田委員、矢吹委員、  
13名
- 欠席委員 伊藤委員、渡邊(享)委員、渡辺委員、渡邊委員、土田委員、原田委員、  
石黒委員、吉村委員、斎藤委員、菅野委員  
10名
- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。

### 6 議 事

#### (1) 会長選挙

(庄司課長補佐)

本審議会の会長は、山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者の委員のうちから、委員の選挙によって定めることとされておりますが、学識経験者の委員の改選に伴いまして、ただ今、会長が不在となっております。

つきましては、新会長の選出のため仮議長の選任が必要となりますが、仮議長の選出につきましては、事務局に御一任いただいでよろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

御異議がないようございますので、仮議長を指名させていただきます。

青柳委員、お願いいたします。

青柳委員におかれましては、議長席に御移動願います。

(仮議長)

ただいま御指名いただきました青柳でございます。

それでは、ただいまから第183回山形県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会は、公開といたします。

会長を選出するまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは議事に移ります。山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長を学識経験者の委員のうちから、委員の選挙により定めることとなりますが、選挙はどのような方法で行えばよろしいでしょうか。

( 「仮議長一任」の声 )

(仮議長)

仮議長一任の御発言がありますが、いかがでしょうか。

( 異議なしの声 )

(仮議長)

御異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、選挙の方法は「指名推選」により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

(仮議長)

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定しました。

指名は、私の方から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

(仮議長)

異議なしと認めます。それでは私から会長を指名させていただきます。

会長に高谷委員を指名いたします。

ただいまの指名に対し、御異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

(仮議長)

異議なしと認めます。  
よって、高谷委員が会長に選出されました。  
皆様の御  
協力、誠にありがとうございました。

(庄司課長補佐)

それでは、山形県都市計画審議会条例第6条第2項により、高谷会長、議長席に移動し議長をお願いいたします。

(議 長)

ただいま皆様からの御指名によりまして、会長に選出されました高谷でございます。  
皆様の御協力をいただきまして、職責を果たして参りたいと存じますので、どうぞ  
よろしくお願い申し上げます。

(2)知事説明・審議

(議 長)

それでは、議事を続けます。  
まず初めに、会長の職務代理者についてですが、山形県都市計画審議会条例第5条  
第3項の規定により、会長の職務代理者は会長の指名によることとされておりますの  
で、私から指名いたします。  
会長の職務代理者は、守屋委員をお願いいたします。  
次に、本日の議事録署名委員2名を私から指名いたします。青柳紀子委員、津藤真  
知子委員、以上の両委員をお願いいたします。  
今回、知事より本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げており  
ます議案書のとおり、3案件でございます。  
付議事項について当局から説明をお願いいたします。

(高橋県土整備部次長)

県土整備部次長の高橋でございます。  
本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうござい  
ます。知事が所用で出席できませんので、知事に代わって本審議会に付議する案件  
について御説明させていただきます。  
本日の案件は3案件でございます。議第1号が「山形広域都市計画道路の変更」、議

第2号が「酒田都市計画緑地の変更」、議第3号が「産業廃棄物処理施設の位置」でございます。

議第1号「山形広域都市計画道路の変更」につきましては、現在の人口減少等の社会経済情勢の変化に適応するため、3・4・16号沼木中屋敷線ほか2路線について、道路幅員の変更、車線数の決定等を行うものでございます。

議第2号「酒田都市計画緑地の変更」につきましては、庄内空港緩衝緑地に関するものでございます。庄内空港滑走路端安全区域の整備に伴い、必要用地が空港敷地外側の庄内空港緩衝緑地及び民有地まで及ぶため、庄内空港緩衝緑地の区域の変更を行うものでございます。

議第3号は大江町における「産業廃棄物処理施設の位置」に関するものでございます。建築基準法第51条ただし書きの規定により付議するものでございます。

それぞれの内容の詳細及び縦覧結果等につきましては事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(議 長)

それでは、議第1号「山形広域都市計画道路の変更」を議題に供します。  
事務局の説明をお願いします。

(議案書及び資料により都市計画課大沼課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいま説明のあった案件について、御意見、御質疑はございませんか。

(板垣委員)

説明資料の4ページ、山形広域都市計画道路についてですが、山形市の整備済み延長が15.8キロメートルとなっています。これは整備率から算定すると数値の誤りではないでしょうか。

(議 長)

事務局、説明をお願いします。

(事務局)

数字の転記誤りのため、修正します。正しくは、山形市の整備済み延長は156.8キロメートルです。

(議 長)

説明資料については数値の修正をお願いします。

(議 長)

そのほか、御意見、御質問はございませんか。

では質疑がないようですので採決いたします。本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思います。

議第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手多数でございますので、本案については原案のとおり可決いたします。

(議 長)

続きまして、議第2号「酒田都市計画緑地の変更」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により都市計画課大沼課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいま説明のあった案件について、御意見、御質疑はございませんか。

(議 長)

質疑がないようですので採決いたします。

議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございますので、本案については原案のとおり可決いたします。

(議 長)

続きまして、議第3号「産業廃棄物処理施設の位置」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により建築住宅課櫻井課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいま説明のあった案件について、御意見、御質疑はございませんか。

(議 長)

では質疑がないようですので採決いたします。  
議第3号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございますので、本案についても原案のとおり可決いたしました。

(議 長)

以上をもちまして、知事より本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

( 異議なしの声 )

御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

委員の皆様におかれましては、終始慎重なご審議をありがとうございました。これ  
をもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 14時40分)

令和2年12月8日